

出席停止となる学校感染症

参考 出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）抜粋

	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスによるものに限る）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスに限る）、と特定鳥インフルエンザ、	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ感染症を除く）	発症後した5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、その他の感染症	症状により医師によって感染症のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症とは、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に感染拡大を防ぐため、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置ができる疾患です。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上、判断する必要があります。

・溶連菌感染症 ・ウイルス性肝炎 ・手足口病 ・伝染性紅斑 ・ヘルパンギーナ
・マイコプラズマ感染症 ・流行性嘔吐下痢症 ・感染性胃腸炎（ノロウイルス） など